

2024年3月1日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

「領収書」の対象手数料※1 追加に伴う改定

※1 追加する手数料は以下の通り

- ・ E B サービス基本手数料
- ・ E B サービス後納手数料
- ・ 総合振込手数料（都度徴求分）

2. 改定内容

新旧対照表をご覧ください。

改定後の規定は[こちら](#)からご確認いただけます。

3. 改定日

2024年4月1日（月）

4. その他

本領収書は、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等に該当します。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 システム部 佐藤（恒）・小山

電話 019-623-1111（代表）

以上

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」新旧対照表

(下線部分を改正)

改 定 前	改 定 後																								
1.サービスの利用条件 (1)(2) (3) (省略) (4) 本サービスの対象となる帳票および閲覧可能となるタイミングは以下の通りです。 ①当座勘定照合票…契約により、毎週発行と、月1回の発行（毎月発行）があります。 ・毎週発行…週初の銀行営業日の午後以降 ・毎月発行…月初の銀行営業日の午後以降 ②振込受付書…振込手続を行った2営業日目の午後以降 ③いわぎん振替・振込サービスお取引明細表…月初2営業日目の午後以降 ④F B・A N S E Rサービス取扱手数料のお知らせ…毎月3日（暦日）+ 2営業日目の午後以降 ⑤領収書（＜いわぎん振替・振込サービス＞振込手数料（都度手数料））…毎月7営業日目の午後以降 なお、各帳票の閲覧可能な期間は以下の通りとなります。 ①②③…過去13か月分 ④⑤…過去11年分 (5) (6) (省略) 2 ～ 10 （省略）	1.サービスの利用条件 (1)(2) (3) (現行通り) (4) 本サービスの対象となる帳票および閲覧可能となるタイミング、 <u>閲覧可能期間</u> は以下の通りです。 <table><tr><th>対象帳票</th><th>閲覧可能となるタイミング</th><th>閲覧可能期間</th></tr><tr><td>当座勘定照合票</td><td>契約により、毎週発行と、月1回の発行（毎月発行）があります。 ・毎週発行…週初の銀行営業日の午後以降 ・毎月発行…月初の銀行営業日の午後以降</td><td><u>過去11年分</u></td></tr><tr><td>振込受付書</td><td>振込手続を行った2営業日目の午後以降</td><td>過去13か月分</td></tr><tr><td>いわぎん振替・振込サービスお取引明細表</td><td>月初2営業日目の午後以降</td><td>過去13か月分</td></tr><tr><td>F B・A N S E Rサービス取扱手数料のお知らせ</td><td>毎月3日（暦日）+ 2営業日目の午後以降</td><td>過去11年分</td></tr><tr><td>領収書（アンサー資金移動手数料（都度徴求分））</td><td>毎月4日（暦日）+ 2営業日目の午後以降</td><td>過去11年分</td></tr><tr><td>領収書（E Bサービス基本手数料、後納手数料））</td><td>引落日の2営業日目の午後以降</td><td>過去11年分</td></tr><tr><td>領収書（総合振込手数料（都度徴求分））</td><td>引落日の2営業日目の午後以降</td><td>過去11年分</td></tr></table> <u>※閲覧可能期間は、本サービス利用開始以降の帳票に限る</u> <	対象帳票	閲覧可能となるタイミング	閲覧可能期間	当座勘定照合票	契約により、毎週発行と、月1回の発行（毎月発行）があります。 ・毎週発行…週初の銀行営業日の午後以降 ・毎月発行…月初の銀行営業日の午後以降	<u>過去11年分</u>	振込受付書	振込手続を行った2営業日目の午後以降	過去13か月分	いわぎん振替・振込サービスお取引明細表	月初2営業日目の午後以降	過去13か月分	F B・A N S E Rサービス取扱手数料のお知らせ	毎月3日（暦日）+ 2営業日目の午後以降	過去11年分	領収書（アンサー資金移動手数料（都度徴求分））	毎月4日（暦日）+ 2営業日目の午後以降	過去11年分	領収書（E Bサービス基本手数料、後納手数料））	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分	領収書（総合振込手数料（都度徴求分））	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分
対象帳票	閲覧可能となるタイミング	閲覧可能期間																							
当座勘定照合票	契約により、毎週発行と、月1回の発行（毎月発行）があります。 ・毎週発行…週初の銀行営業日の午後以降 ・毎月発行…月初の銀行営業日の午後以降	<u>過去11年分</u>																							
振込受付書	振込手続を行った2営業日目の午後以降	過去13か月分																							
いわぎん振替・振込サービスお取引明細表	月初2営業日目の午後以降	過去13か月分																							
F B・A N S E Rサービス取扱手数料のお知らせ	毎月3日（暦日）+ 2営業日目の午後以降	過去11年分																							
領収書（アンサー資金移動手数料（都度徴求分））	毎月4日（暦日）+ 2営業日目の午後以降	過去11年分																							
領収書（E Bサービス基本手数料、後納手数料））	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分																							
領収書（総合振込手数料（都度徴求分））	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分																							